

○ 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第2条((定義))関係</p> <p style="text-align: center;">〔棚卸資産(第16号関係)〕</p> <p>(棚卸資産に含まれるもの)</p> <p>2-13 令第3条第7号(<u>棚卸資産</u>の範囲))に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、例えば、事業所得を生ずべき事業に係る次に掲げるような資産で一般に販売(家事消費を含む。)の目的で保有されるものが含まれる。</p> <p>(1) ～ (6) (省略)</p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産(第19号関係)〕</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>2-22 令第6条第8号ソに掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く<u>全て</u>の権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。</p>	<p>法第2条((定義))関係</p> <p style="text-align: center;">〔棚卸資産(第16号関係)〕</p> <p>(棚卸資産に含まれるもの)</p> <p>2-13 令第3条第7号(<u>たな卸資産</u>の範囲))に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、例えば、事業所得を生ずべき事業に係る次に掲げるような資産で一般に販売(家事消費を含む。)の目的で保有されるものが含まれる。</p> <p>(1) ～ (6) (同左)</p> <p style="text-align: center;">〔減価償却資産(第19号関係)〕</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>2-22 令第6条第8号ソに掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く<u>すべて</u>の権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。</p>

〔勤労学生(第32号関係)〕

(給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるかどうかの判定)

2-44 合計所得金額の計算上法第69条((損益通算))の規定の適用がある場合には、法第2条第1項第32号本文に規定する「合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下」であるかどうかは、合計所得金額から同号に規定する給与所得等(以下この項において「給与所得等」という。)の金額の合計額を控除した残額により判定する。この場合において、同号に規定する事業所得に損失が生じているときは、その損失の金額を同号に規定する給与所得、退職所得及び雑所得の金額の合計額から控除した残額を給与所得等の金額の合計額とする。

(注) 上記の取扱いは、例えば、

不動産所得の損失の金額 △55万円

事業所得の損失の金額 △10万円

給与所得の金額 50万円

山林所得の金額 60万円

総所得金額 0

山林所得金額 45万円

合計所得金額 45万円

の場合のように、損益通算の結果、合計所得金額の全てが山林所得金額(給与所得等以外の所得に係る部分の金額)からなるものとされる場合であっても、法第2条第1項第32号の規定の適用に当たっては、次に掲げる算式により給与所得等以外の所得に係る部分の金額を求めることとしたものである。

給与所得の金額50万円－事業所得の損失の金額10万円

〔勤労学生(第32号関係)〕

(給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるかどうかの判定)

2-44 合計所得金額の計算上法第69条((損益通算))の規定の適用がある場合には、法第2条第1項第32号本文に規定する「合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下」であるかどうかは、合計所得金額から同号に規定する給与所得等(以下この項において「給与所得等」という。)の金額の合計額を控除した残額により判定する。この場合において、同号に規定する事業所得に損失が生じているときは、その損失の金額を同号に規定する給与所得、退職所得及び雑所得の金額の合計額から控除した残額を給与所得等の金額の合計額とする。

(注) 上記の取扱いは、例えば、

不動産所得の損失の金額 △55万円

事業所得の損失の金額 △10万円

給与所得の金額 50万円

山林所得の金額 60万円

総所得金額 0

山林所得金額 45万円

合計所得金額 45万円

の場合のように、損益通算の結果、合計所得金額のすべてが山林所得金額(給与所得等以外の所得に係る部分の金額)からなるものとされる場合であっても、法第2条第1項第32号の規定の適用に当たっては、次に掲げる算式により給与所得等以外の所得に係る部分の金額を求めることとしたものである。

給与所得の金額50万円－事業所得の損失の金額10万円

＝給与所得等の金額40万円

合計所得金額45万円－給与所得等の金額40万円

＝給与所得等以外の所得に係る部分の金額5万円

法第7条((課税所得の範囲))関係

(非永住者に係る課税標準の計算…送金を受領しなかった場合)

7-1 国内源泉所得及び国外源泉所得を有する非永住者で国外から送金を受領しなかったものに係る課税標準は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により計算する。

(1) 国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るものがない場合 国内源泉所得に係る全ての所得について法第2編第2章第1節((課税標準))から第3節((損益通算及び損失の繰越控除))までの規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

(2) (省 略)

法第9条((非課税所得))関係

〔旅費(第4号関係)〕

(非課税とされる旅費の範囲)

9-3 法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行

＝給与所得等の金額40万円

合計所得金額45万円－給与所得等の金額40万円

＝給与所得等以外の所得に係る部分の金額5万円

法第7条((課税所得の範囲))関係

(非永住者に係る課税標準の計算…送金を受領しなかった場合)

7-1 国内源泉所得及び国外源泉所得を有する非永住者で国外から送金を受領しなかったものに係る課税標準は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により計算する。

(1) 国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るものがない場合 国内源泉所得に係るすべての所得について法第2編第2章第1節((課税標準))から第3節((損益通算及び損失の繰越控除))までの規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

(2) (同 左)

法第9条((非課税所得))関係

〔旅費(第4号関係)〕

(非課税とされる旅費の範囲)

9-3 法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行

路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

〔通勤手当(第5号関係)〕

(削除)

〔保険金、損害賠償金等(第17号関係)〕

路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

〔通勤手当(第5号関係)〕

(交通用具を使用する者に係る通勤手当の非課税限度額の計算)

9-6の2 令第20条の2第2号ハ((非課税とされる通勤手当))に規定する「その者が通勤のため交通機関を利用したとしたならば負担することとなるべき運賃等」の額は、その者が現に通勤のため交通機関を利用した場合に負担することとなる運賃等の額によるべきであるが、その者が通勤のために利用する交通機関がないなどにより、当該運賃等の額により難しい場合には、その者の交通用具を使用する通勤距離に相当する距離につき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条第1項((会社の目的及び事業))に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第61号)附則第2条第1項((指針の公表等))に規定する新会社(以下この項において「旅客会社等」という。)の鉄道を利用した場合に負担することとなる各旅客会社等の旅客営業規則に定める地方交通線の運用期間1か月の通勤定期旅客運賃の額によって差し支えないものとする。

〔保険金、損害賠償金等(第17号関係)〕

(必要経費に算入される金額を補填するための金額の範囲)

9-19 令第30条本文かっこ内に規定する「必要経費に算入される金額を補てんするための金額」とは、例えば、心身又は資産の損害に基因して休業する場合にその休業期間中における使用人の給料、店舗の賃借料その他通常の維持管理に要する費用を補填するものとして計算された金額のようなものをいい、法第51条第1項又は第4項((資産損失の必要経費算入))の規定によりこれらの項に規定する損失の金額の計算上控除される保険金、損害賠償金その他これらに類するものは、これに含まれない。

(身体に損害を受けた者以外の者が支払を受ける傷害保険金等)

9-20 令第30条第1号の規定により非課税とされる「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」は、自己の身体の傷害に基因して支払を受けるものをいうのであるが、その支払を受ける者と身体に傷害を受けた者とが異なる場合であっても、その支払を受ける者がその身体に傷害を受けた者の配偶者若しくは直系血族又は生計を一にするその他の親族であるときは、当該保険金又は給付金についても同号の規定の適用があるものとする。

(注) いわゆる死亡保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」には該当しないのであるから留意する。

(所得補償保険金)

9-22 被保険者の傷害又は疾病により当該被保険者が勤務又は業務に従事することができなかったことによるその期間の給与又は収益の補填として損害保険契約に基づき当該被保険者が支払を受ける保険金は、令第30条第1号に掲げる「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当するものとする。

(必要経費に算入される金額を補てんするための金額の範囲)

9-19 令第30条本文かっこ内に規定する「必要経費に算入される金額を補てんするための金額」とは、例えば、心身又は資産の損害に基因して休業する場合にその休業期間中における使用人の給料、店舗の賃借料その他通常の維持管理に要する費用を補てんするものとして計算された金額のようなものをいい、法第51条第1項又は第4項((資産損失の必要経費算入))の規定によりこれらの項に規定する損失の金額の計算上控除される保険金、損害賠償金その他これらに類するものは、これに含まれない。

(身体に損害を受けた者以外の者が支払を受ける傷害保険金等)

9-20 令第30条第1号の規定により非課税とされる「損害保険契約に基づく保険金及び生命保険契約に基づく給付金で、身体の傷害に基因して支払を受けるもの」は、自己の身体の傷害に基因して支払を受けるものをいうのであるが、その支払を受ける者と身体に傷害を受けた者とが異なる場合であっても、その支払を受ける者がその身体に傷害を受けた者の配偶者若しくは直系血族又は生計を一にするその他の親族であるときは、当該保険金又は給付金についても同号の規定の適用があるものとする。

(注) いわゆる死亡保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」には該当しないのであるから留意する。

(所得補償保険金)

9-22 被保険者の傷害又は疾病により当該被保険者が勤務又は業務に従事することができなかったことによるその期間の給与又は収益の補てんとして損害保険契約に基づき当該被保険者が支払を受ける保険金は、令第30条第1号に掲げる「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当するものとする。

(注) 業務を営む者が自己を被保険者として支払う当該保険金に係る保険料は、当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入することができないのであるから留意する。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(違反預貯金等が発見された場合)

10-26 次に掲げるような事実が発見された場合の法第10条第1項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によるものとする。

- (1) 非課税貯蓄申告書に記載された氏名、生年月日、住所又は障害者等に該当する旨が虚偽である場合 当該非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等は、全て課税する。
- (2) 非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えている場合 非課税貯蓄申告書(非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されているものについては、当該非課税貯蓄限度額変更申告書。以下この項において同じ。)の受理日付の早い順に非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えるかどうかを判定し、それを超えて提出されたこととなる非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等(10-13によりその効力を有しないこととされた非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等については、その効力を有しないこととされた日以後において支払を受けるべきもの)は、全て課税する。

(注) 非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えるかどうかの判定に当たっては、10-12及び10-27参照

法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係

(注) 業務を営む者が自己を被保険者として支払う当該保険金に係る保険料は、当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入することができないのであるから留意する。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(違反預貯金等が発見された場合)

10-26 次に掲げるような事実が発見された場合の法第10条第1項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によるものとする。

- (1) 非課税貯蓄申告書に記載された氏名、生年月日、住所又は障害者等に該当する旨が虚偽である場合 当該非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等は、すべて課税する。
- (2) 非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えている場合 非課税貯蓄申告書(非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されているものについては、当該非課税貯蓄限度額変更申告書。以下この項において同じ。)の受理日付の早い順に非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えるかどうかを判定し、それを超えて提出されたこととなる非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等(10-13によりその効力を有しないこととされた非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等については、その効力を有しないこととされた日以後において支払を受けるべきもの)は、すべて課税する。

(注) 非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えるかどうかの判定に当たっては、10-12及び10-27参照

法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係

(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)

11-1 法第11条第3項に規定する申告書(以下11-4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11-3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11-3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に提出するものとする。

この場合において、一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11-2までにおいて同じ。)を経由して支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出するときは、これらの非課税申告書は、一の非課税申告書によることができる。

なお、非課税申告書の提出は当初の1回で足り、当該非課税申告書に係る公社債等につきその提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等の全てについて法第11条第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。

(注) 金融機関等の営業所等の長は、非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

法第13条((信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰される収益及び費用の帰

(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)

11-1 法第11条第3項に規定する申告書(以下11-4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11-3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11-3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に提出するものとする。

この場合において、一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11-2までにおいて同じ。)を経由して支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出するときは、これらの非課税申告書は、一の非課税申告書によることができる。

なお、非課税申告書の提出は当初の1回で足り、当該非課税申告書に係る公社債等につきその提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。

(注) 金融機関等の営業所等の長は、非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

法第13条((信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰される収益及び費用の帰

属))関係

(受益者とみなされる委託者)

13-8 法第13条第2項の規定により受益者とみなされる者には、同項に規定する信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。

- (1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第182条第2項に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者(以下この項において「残余財産受益者等」という。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合

法第34条((一時所得))関係

(一時所得の例示)

34-1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。

- (1) ～ (6) (省略)
- (7) 借家人が賃貸借の目的とされている家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料(その立退きに伴う業務の休止等により減少することとなる借家人の収入金額又は業務の休止期間中に使用人に支払う給与等借家人の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額及び令第95条((譲渡所得の収入金額とされる補償金等))に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する部分の金額を除く。)

(注)1 収入金額又は必要経費に算入される金額を補填するための金額は、その業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入される。

属))関係

(受益者とみなされる委託者)

13-8 法第13条第2項の規定により受益者とみなされる者には、同項に規定する信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。

- (1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第182条第2項に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者(以下この項において「残余財産受益者等」という。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合

法第34条((一時所得))関係

(一時所得の例示)

34-1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。

- (1) ～ (6) (同 左)
- (7) 借家人が賃貸借の目的とされている家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料(その立退きに伴う業務の休止等により減少することとなる借家人の収入金額又は業務の休止期間中に使用人に支払う給与等借家人の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額及び令第95条((譲渡所得の収入金額とされる補償金等))に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する部分の金額を除く。)

(注)1 収入金額又は必要経費に算入される金額を補てんするための金額は、その業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入され

2 令第95条に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する立退料については、33-6 参照

(8) ~ (12) (省 略)

(注) (省 略)

法第35条((雑所得))関係

(雑所得の例示)

35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、雑所得に該当する。

(1) ~ (3) (省 略)

(4) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に基づくいわゆる給付補填金

(5) ~ (12) (省 略)

(転籍前の法人から支給される較差補填金)

35-7 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金は、法第35条第3項第2号に規定する公的年金等となるのであるが、転籍者(他の法人に転籍した使用人をいう。)に対し転籍前の法人から転籍後の法人との給与条件の較差を補填するために支給される較差補填金(転籍後の法人を経由して支給されるものを含む。)は、法第28条((給与所得))に規定する給与等に該当することに留意する。

法第36条((収入金額))関係

る。

2 令第95条に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する立退料については、33-6 参照

(8) ~ (12) (同 左)

(注) (同 左)

法第35条((雑所得))関係

(雑所得の例示)

35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、雑所得に該当する。

(1) ~ (3) (同 左)

(4) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に基づくいわゆる給付補てん金

(5) ~ (12) (同 左)

(転籍前の法人から支給される較差補てん金)

35-7 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金は、法第35条第3項第2号に規定する公的年金等となるのであるが、転籍者(他の法人に転籍した使用人をいう。)に対し転籍前の法人から転籍後の法人との給与条件の較差を補てんするために支給される較差補てん金(転籍後の法人を経由して支給されるものを含む。)は、法第28条((給与所得))に規定する給与等に該当することに留意する。

法第36条((収入金額))関係

〔給与等に係る経済的利益〕

(生命保険契約に係る取扱いの準用)

36-31の6 36-31から36-31の5までの取扱いについては、法第76条第5項第2号に掲げる旧簡易生命保険契約及び同項第3号に掲げる生命共済契約等について準用する。

(使用者契約の保険契約等に係る経済的利益)

36-31の7 使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人のために次に掲げる保険契約又は共済契約(当該契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、当該給付の受取人を使用者としている契約に限る。)に係る保険料(共済掛金を含む。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えない。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象として当該保険料を支払うこととしている場合には、その支払った保険料の額(その契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、支払った保険料の額から積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額)に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

- (1) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険の目的とする法第76条第6項第4号に掲げる保険契約及び同条第7項に規定する介護医療保険契約等
- (2) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約
- (3) 役員又は使用人に係る法第77条第1項((地震保険料控除))に規定する家屋又は資産(役員又は使用人から賃借している建物等で当該役員又は使用人に使

〔給与等に係る経済的利益〕

(生命保険契約に係る取扱いの準用)

36-31の6 36-31から36-31の5までの取扱いについては、法第76条第3項((生命保険料控除))に規定する生命保険契約等(以下36-32までにおいて「生命保険契約等」という。)のうち、同項第2号及び第3号に規定する契約について準用する。

(使用者契約の保険契約等に係る経済的利益)

36-31の7 使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人のために次に掲げる保険契約又は共済契約(当該契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、当該給付の受取人を使用者としている契約に限る。)に係る保険料(共済掛金を含む。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えない。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象として当該保険料を支払うこととしている場合には、その支払った保険料の額(その契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、支払った保険料の額から積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額)に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

- (1) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険の目的とする法第76条第3項第4号に掲げる保険契約
- (2) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約
- (3) 役員又は使用人に係る法第77条第1項((地震保険料控除))に規定する家屋又は資産(役員又は使用人から賃借している建物等で当該役員又は使用人に使

用させているものを含む。)を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約

(使用人契約の保険契約等に係る経済的利益)

36-31の8 使用者が、役員又は使用人が負担すべき次に掲げるような保険料又は掛金を負担する場合には、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等に該当することに留意する。

(1) 役員又は使用人が契約した法第76条第5項に規定する新生命保険契約等、同条第6項に規定する旧生命保険契約等及び同条第7項に規定する介護医療保険契約等(確定給付企業年金規約及び適格退職年金契約に係るものを除く。36-32において「生命保険契約等」という。)又は法第77条第2項に規定する損害保険契約等(36-32において「損害保険契約等」という。)に係る保険料又は掛金

(2) 法第74条第2項((社会保険料控除))に規定する社会保険料

(3) 法第75条第2項((小規模企業共済等掛金控除))に規定する小規模企業共済等掛金

(使用者が負担する役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等)

36-33 使用者が役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金(慰謝料、示談金等他人に与えた損害を補填するために支出する全てのもの及びこれらに関連する弁護士の報酬等の費用を含む。以下この項において「損害賠償金等」という。)を負担することにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、次による。

(1) その損害賠償金等の基因となった行為が使用者の業務の遂行に関連するものであり、かつ、行為者の故意又は重過失に基づかないものである場合には、その役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

用させているものを含む。)を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約

(使用人契約の保険契約等に係る経済的利益)

36-31の8 使用者が、役員又は使用人が負担すべき次に掲げるような保険料又は掛金を負担する場合には、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等に該当することに留意する。

(1) 役員又は使用人が契約した生命保険契約等(確定給付企業年金規約及び適格退職年金契約に係るものを除く。以下36-32において同じ。)又は法第77条第2項に規定する損害保険契約等(以下36-32において「損害保険契約等」という。)に係る保険料又は掛金

(2) 法第74条第2項((社会保険料控除))に規定する社会保険料

(3) 法第75条第2項((小規模企業共済等掛金控除))に規定する小規模企業共済等掛金

(使用者が負担する役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等)

36-33 使用者が役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金(慰謝料、示談金等他人に与えた損害を補てんするために支出するすべてのもの及びこれらに関連する弁護士の報酬等の費用を含む。以下この項において「損害賠償金等」という。)を負担することにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、次による。

(1) その損害賠償金等の基因となった行為が使用者の業務の遂行に関連するものであり、かつ、行為者の故意又は重過失に基づかないものである場合には、その役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

(2) その損害賠償金等の基因となった行為が(1)以外のものである場合には、その負担する金額は、その役員又は使用人に対する給与等とする。ただし、その負担した金額のうち、その行為者の支払能力等からみてその者に負担させることができないためやむを得ず使用者が負担したと認められる部分の金額がある場合には、当該部分の金額については、(1)の場合に準ずる。

〔給与等とされる経済的利益の評価〕

(住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算)

36-44 使用者が住宅等を貸与した全ての役員(令第21条第4号((非課税とされる職務上必要な給付))に規定する者を除く。以下この項において同じ。)からその貸与した住宅等の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収している場合において、その徴収している賃貸料の額の合計額が役員に貸与した全ての住宅等につき36-40から36-43までにより計算した通常の賃貸料の額の合計額以上であるときは、これらの全ての役員につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする。

(通常の賃貸料の額の改算を要しない場合)

36-46 使用者が使用人に対して貸与した住宅等の固定資産税の課税標準額が改訂された場合であっても、その改訂後の課税標準額が現に通常の賃貸料の額の計算の基礎となっている課税標準額に比し20%以内の増減にとどまるときは、現にその計算の基礎となっている課税標準額を基として36-45の取扱いを適用して差し支えない。この場合において、使用者が徴収している賃貸料の額が36-48に該当するものであるときは、使用人(令第21条第4号に規定する者を除く。以下36-48までにおいて同じ。)に貸与した全ての住宅等を一括して、又は一か所若しくは数か所の事業所等ごとの区分により、20%以内であるかどうかを判定して差

(2) その損害賠償金等の基因となった行為が(1)以外のものである場合には、その負担する金額は、その役員又は使用人に対する給与等とする。ただし、その負担した金額のうち、その行為者の支払能力等からみてその者に負担させることができないためやむを得ず使用者が負担したと認められる部分の金額がある場合には、当該部分の金額については、(1)の場合に準ずる。

〔給与等とされる経済的利益の評価〕

(住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算)

36-44 使用者が住宅等を貸与したすべての役員(令第21条第4号((非課税とされる職務上必要な給付))に規定する者を除く。以下この項において同じ。)からその貸与した住宅等の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収している場合において、その徴収している賃貸料の額の合計額が役員に貸与したすべての住宅等につき36-40から36-43までにより計算した通常の賃貸料の額の合計額以上であるときは、これらのすべての役員につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする。

(通常の賃貸料の額の改算を要しない場合)

36-46 使用者が使用人に対して貸与した住宅等の固定資産税の課税標準額が改訂された場合であっても、その改訂後の課税標準額が現に通常の賃貸料の額の計算の基礎となっている課税標準額に比し20%以内の増減にとどまるときは、現にその計算の基礎となっている課税標準額を基として36-45の取扱いを適用して差し支えない。この場合において、使用者が徴収している賃貸料の額が36-48に該当するものであるときは、使用人(令第21条第4号に規定する者を除く。以下36-48までにおいて同じ。)に貸与したすべての住宅等を一括して、又は一か所若しくは数か所の事業所等ごとの区分により、20%以内であるかどうかを判定して差

し支えない。

(住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算)

36-48 使用者が住宅等を貸与した全ての使用人から、その貸与した住宅等の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収している場合において、その徴収している賃貸料の額の合計額が使用人に貸与した全ての住宅等につき36-45により計算した通常の賃貸料の額の合計額の50%相当額以上であるときは、これらの全ての使用人につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする。この場合において、使用人に貸与した全ての住宅等につき一括してこれらの合計額を計算することが困難であるときは、一か所又は数か所の事業所等ごとにその所属する住宅等の全部を基として計算して差し支えない。

法第37条((必要経費))関係

〔債務が確定している費用〕

(必要経費に算入すべき費用の債務確定の判定)

37-2 法第37条の規定によりその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき償却費以外の費用で、その年において債務が確定しているものとは、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) その年12月31日(年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この項において同じ。)までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) その年12月31日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因とな

差し支えない。

(住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算)

36-48 使用者が住宅等を貸与したすべての使用人から、その貸与した住宅等の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収している場合において、その徴収している賃貸料の額の合計額が使用人に貸与したすべての住宅等につき36-45により計算した通常の賃貸料の額の合計額の50%相当額以上であるときは、これらのすべての使用人につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする。この場合において、使用人に貸与したすべての住宅等につき一括してこれらの合計額を計算することが困難であるときは、一か所又は数か所の事業所等ごとにその所属する住宅等の全部を基として計算して差し支えない。

法第37条((必要経費))関係

〔債務が確定している費用〕

(必要経費に算入すべき費用の債務確定の判定)

37-2 法第37条の規定によりその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき償却費以外の費用で、その年において債務が確定しているものとは、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) その年12月31日(年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この項において同じ。)までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) その年12月31日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因とな

る事実が発生していること。

- (3) その年12月31日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

(損害賠償金の必要経費算入の時期)

37-2の2 業務の遂行に関連して他の者に与えた損害につき賠償をする場合において、その年12月31日までにその賠償すべき額が確定していないときであっても、同日までにその額として相手方に申し出た金額(相手方に対する申出に代えて第三者に寄託した額を含む。)に相当する金額(保険金等により補填されることが明らかな部分の金額を除く。)を当該年分の必要経費に算入したときは、これを認める。

(注) 損害賠償金を年金として支払う場合には、その年金の額は、これを支払うべき日の属する年分の必要経費に算入する。

[租税公課]

(特定の損失又は費用を補填するための業務の範囲)

37-9の4 令第167条の2に規定する「その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務」には、例えば次のようなものが含まれることに留意する。

- (1) 水産物又は配合飼料の価格の変動による損失の補填に係る業務
- (2) 行政指導等に基づき公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行う構造改善事業
- (3) 海面の油濁による損失の補填に係る業務

(災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等)

37-9の6 業務を営む者が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等(以下こ

る事実が発生していること。

- (3) その年12月31日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

(損害賠償金の必要経費算入の時期)

37-2の2 業務の遂行に関連して他の者に与えた損害につき賠償をする場合において、その年12月31日までにその賠償すべき額が確定していないときであっても、同日までにその額として相手方に申し出た金額(相手方に対する申出に代えて第三者に寄託した額を含む。)に相当する金額(保険金等により補てんされることが明らかな部分の金額を除く。)を当該年分の必要経費に算入したときは、これを認める。

(注) 損害賠償金を年金として支払う場合には、その年金の額は、これを支払うべき日の属する年分の必要経費に算入する。

[租税公課]

(特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲)

37-9の4 令第167条の2に規定する「その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務」には、例えば次のようなものが含まれることに留意する。

- (1) 水産物又は配合飼料の価格の変動による損失の補てんに係る業務
- (2) 行政指導等に基づき公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行う構造改善事業
- (3) 海面の油濁による損失の補てんに係る業務

(災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等)

37-9の6 業務を営む者が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等(以下こ

の項において「同業団体等」という。)の構成員の有する業務の用に供されている資産について災害による損失が生じた場合に、その損失の補填を目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等(災害の発生を機に新たに定めたものを含む。)に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出した日の属する年分の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費))共通関係

〔請負による所得計算〕

(未成工事支出金勘定から控除する仮設材料の価額)

36・37共―2 建設工事用の足場、型わく、山留用材、ロープ、シート、危険防止用金網のような仮設材料の取得価額を未成工事支出金勘定の金額に含めている建設業者等が、建設工事等の完了の場合又は他の建設工事等の用に供するためこれらの資材を転送した場合において、当該未成工事支出金勘定の金額から控除すべき仮設材料の価額につき次に掲げる金額のいずれかによっているときは、その計算が継続している限り、これを認める。

- (1) 当該仮設材料の取得価額から損耗等による減価の見積額を控除した金額
- (2) 当該仮設材料の損耗等による減価の見積りが困難な場合には、工事の完了又は他の工事現場等への転送の時ににおける当該仮設材料の価額に相当する金額
- (3) 当該仮設材料の再取得価額に適正に見積もった残存率を乗じて計算した金額

(注) この取扱いは、その転送した仮設材料の全てについて適用することを条件とするのであるから留意する。

の項において「同業団体等」という。)の構成員の有する業務の用に供されている資産について災害による損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等(災害の発生を機に新たに定めたものを含む。)に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出した日の属する年分の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費))共通関係

〔請負による所得計算〕

(未成工事支出金勘定から控除する仮設材料の価額)

36・37共―2 建設工事用の足場、型わく、山留用材、ロープ、シート、危険防止用金網のような仮設材料の取得価額を未成工事支出金勘定の金額に含めている建設業者等が、建設工事等の完了の場合又は他の建設工事等の用に供するためこれらの資材を転送した場合において、当該未成工事支出金勘定の金額から控除すべき仮設材料の価額につき次に掲げる金額のいずれかによっているときは、その計算が継続している限り、これを認める。

- (1) 当該仮設材料の取得価額から損耗等による減価の見積額を控除した金額
- (2) 当該仮設材料の損耗等による減価の見積りが困難な場合には、工事の完了又は他の工事現場等への転送の時ににおける当該仮設材料の価額に相当する金額
- (3) 当該仮設材料の再取得価額に適正に見積もった残存率を乗じて計算した金額

(注) この取扱いは、その転送した仮設材料のすべてについて適用することを条件とするのであるから留意する。

(請負収益に対応する原価の額)

36・37共－4 請負による収入金額に対応する原価の額には、その請負の目的となった物の完成又は役務の履行のために要した材料費、労務費、外注費及び経費の額の合計額のほか、その受注又は引渡しをするために直接要した全ての費用の額が含まれることに留意する。

(注) 建設業を営む者が建設工事等の受注に当たり前渡金保証会社に対して支払う保証料の額は、前渡金を受領するために要する費用であるから、当該建設工事等に係る工事原価の額に算入しないことができる。

〔その他〕

(法令に基づき交付を受ける給付金等の処理)

36・37共－48 雇用保険法、雇用対策法、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等(以下36・37共－49において「雇用保険法等の規定等」という。)に基づき休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する年分においてその金額が具体的に確定しない場合であっても、その金額を見積もり、当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、その給付の対象となった休業手当等を製造原価に算入しているときは、当該給付金額のうち製造原価に算入した休業手当等に対応する金額をその製造原価から控除することができる。

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

(請負収益に対応する原価の額)

36・37共－4 請負による収入金額に対応する原価の額には、その請負の目的となった物の完成又は役務の履行のために要した材料費、労務費、外注費及び経費の額の合計額のほか、その受注又は引渡しをするために直接要したすべての費用の額が含まれることに留意する。

(注) 建設業を営む者が建設工事等の受注に当たり前渡金保証会社に対して支払う保証料の額は、前渡金を受領するために要する費用であるから、当該建設工事等に係る工事原価の額に算入しないことができる。

〔その他〕

(法令に基づき交付を受ける給付金等の処理)

36・37共－48 雇用保険法、雇用対策法、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等(以下36・37共－49において「雇用保険法等の規定等」という。)に基づき休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補てんするために交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する年分においてその金額が具体的に確定しない場合であっても、その金額を見積もり、当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、その給付の対象となった休業手当等を製造原価に算入しているときは、当該給付金額のうち製造原価に算入した休業手当等に対応する金額をその製造原価から控除することができる。

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

〔損害賠償金等(第7号関係)〕

(損害賠償金に類するもの)

45-7 法第45条第1項第7号かっこ内に規定する「これに類するもの」には、慰謝料、示談金、見舞金等の名目のいかんを問わず、他人に与えた損害を補填するために支出する一切の費用が含まれる。

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

〔固定資産等の損失〕

(保険金、損害賠償金に類するものの範囲)

51-6 法第51条第1項、第3項又は第4項に規定する「その他これらに類するもの」には、次に掲げるようなものが含まれる。

- (1) 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
- (2) 資産の損害の補填を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

法第57条の3((外貨建取引の換算))関係

(国外で業務を行う者の損益計算書等に係る外貨建取引の換算)

57の3-7 国外において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う個人で、当該業務に係る損益計算書又は収支内訳書を外国通貨表示により作成している者については、継続適用を条件として、当該業務に係る損益計算書又は収支

〔損害賠償金等(第7号関係)〕

(損害賠償金に類するもの)

45-7 法第45条第1項第7号かっこ内に規定する「これに類するもの」には、慰謝料、示談金、見舞金等の名目のいかんを問わず、他人に与えた損害を補てんするために支出する一切の費用が含まれる。

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

〔固定資産等の損失〕

(保険金、損害賠償金に類するものの範囲)

51-6 法第51条第1項、第3項又は第4項に規定する「その他これらに類するもの」には、次に掲げるようなものが含まれる。

- (1) 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
- (2) 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

法第57条の3((外貨建取引の換算))関係

(国外で業務を行う者の損益計算書等に係る外貨建取引の換算)

57の3-7 国外において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う個人で、当該業務に係る損益計算書又は収支内訳書を外国通貨表示により作成している者については、継続適用を条件として、当該業務に係る損益計算書又は収支

内訳書の項目(前受金等の収益性負債の収益化額及び減価償却資産等の費用性資産の費用化額を除く。)の全てを当該年の年末における為替相場により換算することができる。

(注) 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、収入金額及び必要経費の換算につき、その年において当該業務を行っていた期間内における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値を使用することができる。

法第70条((純損失の繰越控除))関係

[被災事業用資産の損失の金額の計算等]

(棚卸資産の被災損失額)

70-2 棚卸資産(まだ収穫しない水陸稲、麦、野菜等の立毛、果実等(70-3において「未収穫農作物」という。)を除く。)が災害により滅失し又はその価値が減少したために生じた損失の金額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額に相当する金額とする。

- (1) 滅失した棚卸資産 当該棚卸資産について被災直前において法第47条第1項((棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))の規定に準じて評価した金額
- (2) 価値が減少した棚卸資産 当該棚卸資産につき(1)により評価した金額が被災直後における当該棚卸資産の価額を超える場合における当該超える部分の金額

[災害関連費用(令第203条関係)]

内訳書の項目(前受金等の収益性負債の収益化額及び減価償却資産等の費用性資産の費用化額を除く。)のすべてを当該年の年末における為替相場により換算することができる。

(注) 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、収入金額及び必要経費の換算につき、その年において当該業務を行っていた期間内における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値を使用することができる。

法第70条((純損失の繰越控除))関係

[被災事業用資産の損失の金額の計算等]

(棚卸資産の被災損失額)

70-2 棚卸資産(まだ収穫しない水陸稲、麦、野菜等の立毛、果実等(以下70-3において「未収穫農作物」という。)を除く。)が災害により滅失し又はその価値が減少したために生じた損失の金額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額に相当する金額とする。

- (1) 滅失した棚卸資産 当該棚卸資産について被災直前において法第47条第1項((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))の規定に準じて評価した金額
- (2) 価値が減少した棚卸資産 当該棚卸資産につき(1)により評価した金額が被災直後における当該棚卸資産の価額を超える場合における当該超える部分の金額

[災害関連費用(令第203条関係)]

(災害のあった年の翌年以後に支出した災害関連費用)

70-5 法第70条第3項かつこ内に規定する災害に関連するやむを得ない費用は、51-3により資本的支出とされるものを除き、当該費用を支出した日の属する年分の必要経費とされるのであるから、災害のあった年の翌年以後に支出した当該費用は、災害による資産そのものの損失及び災害のあった年において支出した当該費用とは区分して同条第2項の規定を適用することに留意する。

(災害後1年以内に取壊し等をした資産に係る損失額の特例)

70-6 災害により損壊し又は価値が減少した資産を取壊し又は除去した場合であっても、それが災害後相当な期間使用した後に行われたときは、その資産につき取壊し又は除去により生じた損失はもちろん、その資産の取壊し又は除去に要する費用その他の付随費用も災害損失には含まれないのであるが、災害後おおむね1年以内(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年以内)に取壊し又は除去したときは、その資産の取壊し又は除去により生じた損失及びその資産の取壊し又は除去に要する費用その他の付随費用の全てを災害損失に含まれるものとして差し支えない。

(賃借建物等に係る原状回復のための修繕費等)

70-11 賃借建物等を不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供している場合において、当該賃借建物等が災害により損壊等をしたため賃借人がその災害のやんだ日の翌日から1年以内(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年以内)に原状回復のため修繕費等を支出したときは、その支出した金額のうち賃貸人に対して有益費の請求等を行わないことが明らかな部分については、当該賃借人に係る被災事業用資産の損失とするものとする。

(災害のあった年の翌年に支出した災害関連費用)

70-5 法第70条第3項かつこ内に規定する災害に関連するやむを得ない費用は、51-3により資本的支出とされるものを除き、当該費用を支出した日の属する年分の必要経費とされるのであるから、災害の生じた年の翌年に支出した当該費用は、災害による資産そのものの損失及び災害のあった年において支出した当該費用とは区分して同条第2項の規定を適用することに留意する。

(災害後1年以内に取壊し等をした資産に係る損失額の特例)

70-6 災害により損壊し又は価値が減少した資産を取壊し又は除去した場合であっても、それが災害後相当な期間使用した後に行われたときは、その資産につき取壊し又は除去により生じた損失はもちろん、その資産の取壊し又は除去に要する費用その他の付随費用も災害損失には含まれないのであるが、災害後おおむね1年以内に取壊し又は除去したときは、その資産の取壊し又は除去により生じた損失及びその資産の取壊し又は除去に要する費用その他の付随費用のすべてを災害損失に含まれるものとして差し支えない。

(賃借建物等に係る原状回復のための修繕費等)

70-11 賃借建物等を不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供している場合において、当該賃借建物等が災害により損壊等をしたため賃借人がその災害がやんだ日の翌日から1年以内に原状回復のため修繕費等を支出したときは、その支出した金額のうち賃貸人に対して有益費の請求等を行わないことが明らかな部分については、当該賃借人に係る被災事業用資産の損失とするものとする。

(注) 賃貸建物等につき賃借人の負担により原状回復が行われた場合には、賃借人についてはその回復された限度において当該賃貸建物等の損失はなかったこととなる。

〔繰越控除の適用要件〕

(更正の請求による更正により純損失の金額があることとなった場合)

70-13 法第70条第4項に規定する「純損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、」には、提出された確定申告書につき通則法第23条((更正の請求))に規定する更正の請求に基づく更正により新たに純損失の金額があることとなった場合も含まれることに留意する。

(更正により純損失の金額が増加した場合)

70-14 純損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出した場合において、当該確定申告書に記載された純損失の金額又は法第70条第2項各号に掲げる損失の金額が過少であるため更正が行われたときは、その更正後の金額を基として同条第1項又は第2項の規定を適用することに留意する。

法第71条((雑損失の繰越控除))関係

(注) 賃貸建物等につき賃借人の負担により原状回復が行われた場合には、賃借人についてはその回復された限度において当該賃貸建物等の損失はなかったこととなる。

〔繰越控除の適用要件〕

(更正の請求による更正により純損失の金額があることとなった場合)

70-13 法第70条第4項に規定する「純損失の金額が生じた年分の所得税につき…第2項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合」には、期限内に提出された青色申告書以外の確定申告書につき通則法第23条((更正の請求))に規定する更正の請求に基づく更正により新たに純損失の金額があることとなった場合も含まれるものとする。

(更正により純損失の金額が増加した場合)

70-14 純損失の金額が生じた年分の所得税につき法第70条第1項の青色申告書又は同条第2項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)において、これらの申告書に記載された純損失の金額又は同条第2項各号に掲げる損失の金額が過少であるため更正が行われたときは、その更正後の金額を基として同条第1項又は第2項の規定を適用する。

法第71条((雑損失の繰越控除))関係

(更正の請求により雑損失の金額があることとなった場合)

71-1 法第71条第2項に規定する「雑損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、」には、提出された確定申告書につき通則法第23条に規定する更正の請求に基づく更正により新たに雑損失の金額があることとなった場合も含まれることに留意する。

(更正により雑損失の金額が増加した場合)

71-2 雑損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出した場合において、当該確定申告書に記載された雑損失の金額が過少であるため更正が行われたときは、その更正後の金額を基として法第71条第1項の規定を適用することに留意する。

法第72条((雑損控除))関係

(事業以外の業務用資産の災害等による損失)

72-1 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務(事業を除く。)の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産(令第81条第1号((譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産))に規定する資産を含み、山林及び生活に通常必要でない資産を除く。)につき災害又は盗難若しくは横領(以下72-7までにおいて「災害等」という。)による損失が生じた場合において、居住者が当該損失の金額及び令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出(資本的支出に該当するものを除く。)の全てを当該所得の金額の計算上

(更正の請求により雑損失の金額があることとなった場合)

71-1 法第71条第2項に規定する「雑損失の金額が生じた年分の所得税につきその雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合」には、期限内に提出された確定申告書につき通則法第23条に規定する更正の請求に基づく更正により新たに雑損失の金額があることとなった場合も含まれるものとする。

(更正により雑損失の金額が増加した場合)

71-2 雑損失の金額が生じた年分の所得税につきその雑損失に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)において、当該申告書に記載された雑損失の金額が過少であるため更正が行われたときは、その更正後の金額を基として法第71条第1項の規定を適用する。

法第72条((雑損控除))関係

(事業以外の業務用資産の災害等による損失)

72-1 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務(事業を除く。)の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産(令第81条第1号((譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産))に規定する資産を含み、山林及び生活に通常必要でない資産を除く。)につき災害又は盗難若しくは横領(以下72-7までにおいて「災害等」という。)による損失が生じた場合において、居住者が当該損失の金額及び令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出(資本的支出に該当するものを除く。)のすべてを当該所得の金額の計算

必要経費に算入しているときは、これを認めるものとする。この場合において、当該損失の金額の必要経費算入については法第51条第4項((資産損失の必要経費算入))の規定に準じて取り扱うものとし、法第72条第1項の規定の適用はないものとする。

(注) この取扱いの適用を受けた資産につき、修繕その他原状回復のため支出した費用の額があるときは、51-3の適用がある。

(災害等関連支出の控除年分)

72-5 令第206条第1項各号に掲げる支出をした場合には、当該支出をした金額はその支出をした日の属する年分の法第72条第1項に規定する損失の金額となるのであるが、その年1月1日から3月15日までの間に支出をした金額については、その支出をした日の属する年の前年分(災害等のあった日の属する年以後の年分に限る。)の同項に規定する損失の金額として確定申告を行っている場合は、これを認めるものとする。

(注) 当該確定申告を行っている場合には、その支出をした金額は、その支出をした日の属する年分の当該損失の金額に含まれないことに留意する。

法第73条((医療費控除))関係

(医療費を補填する保険金等)

73-8 法第73条第1項かつこ内に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」(以下73-10までにおいて「医療費を補填する保険金等」という。)には、次に掲げるようなものがあることに留意する。

(1) 社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける納付金のうち、健康保険法第87条第2項((療養費))、第97条第1項((移送費))、

上必要経費に算入しているときは、これを認めるものとする。この場合において、当該損失の金額の必要経費算入については法第51条第4項((資産損失の必要経費算入))の規定に準じて取り扱うものとし、法第72条第1項の規定の適用はないものとする。

(注) この取扱いの適用を受けた資産につき、修繕その他原状回復のため支出した費用の額があるときは、51-3の適用がある。

(災害等関連支出の控除年分)

72-5 令第206条第1項各号に掲げる支出をした場合には、当該支出をした金額はその支出をした日の属する年分の法第72条第1項に規定する損失の金額となるのであるが、災害等のあった年の翌年3月15日以前に支出した金額は当該災害等のあった年分の同項に規定する損失の金額とすることができるものとする。

法第73条((医療費控除))関係

(医療費を補てんする保険金等)

73-8 法第73条第1項かつこ内に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」(以下73-10までにおいて「医療費を補てんする保険金等」という。)には、次に掲げるようなものがあることに留意する。

(1) 社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける納付金のうち、健康保険法第87条第2項((療養費))、第97条第1項((移送費))、

第101条((出産育児一時金))、第110条((家族療養費))、第112条第1項((家族移送費))、第114条((家族出産育児一時金))、第115条第1項((高額療養費))又は第115条の2第1項((高額介護合算療養費))の規定により支給を受ける療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金、高額療養費又は高額介護合算療養費のように医療費の支出の事由を給付原因として支給を受けるもの

- (2) 損害保険契約又は生命保険契約(これらに類する共済契約を含む。)に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける傷害費用保険金、医療保険金又は入院費給付金等(これらに類する共済金を含む。)
- (3) 医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) その他の法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金

(医療費を補填する保険金等に当たらないもの)

73-9 次に掲げるようなものは、医療費を補填する保険金等に当たらないことに留意する。

- (1) 死亡したこと、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払を受ける保険金、損害賠償金等
- (2) 社会保険又は共済に関する法律の規定により支給を受ける給付金のうち、健康保険法第99条第1項((傷病手当金))又は第102条((出産手当金))の規定により支給を受ける傷病手当金又は出産手当金その他これらに類するもの
- (3) 使用者その他の者から支払を受ける見舞金等(73-8の(4)に該当するものを除く。)

(医療費を補填する保険金等の見込控除)

73-10 医療費を補填する保険金等の額が医療費を支払った年分の確定申告書を提

第101条((出産育児一時金))、第110条((家族療養費))、第112条第1項((家族移送費))、第114条((家族出産育児一時金))、第115条第1項((高額療養費))又は第115条の2第1項((高額介護合算療養費))の規定により支給を受ける療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金、高額療養費又は高額介護合算療養費のように医療費の支出の事由を給付原因として支給を受けるもの

- (2) 損害保険契約又は生命保険契約(これらに類する共済契約を含む。)に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険金、医療保険金又は入院費給付金等(これらに類する共済金を含む。)
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) その他の法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

(医療費を補てんする保険金等に当たらないもの)

73-9 次に掲げるようなものは、医療費を補てんする保険金等に当たらないことに留意する。

- (1) 死亡したこと、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払を受ける保険金、損害賠償金等
- (2) 社会保険又は共済に関する法律の規定により支給を受ける給付金のうち、健康保険法第99条第1項((傷病手当金))又は第102条((出産手当金))の規定により支給を受ける傷病手当金又は出産手当金その他これらに類するもの
- (3) 使用者その他の者から支払を受ける見舞金等(73-8の(4)に該当するものを除く。)

(医療費を補てんする保険金等の見込控除)

73-10 医療費を補てんする保険金等の額が医療費を支払った年分の確定申告書を提

出する時までに確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて同項の規定を適用する。この場合において、後日、当該保険金等の確定額と当該見込額とが異なることとなったときは、遡及してその医療費控除額を訂正するものとする。

法第74条((社会保険料控除))及び第75条((小規模企業共済等掛金控除))関係

(使用者が負担した使用人等の負担すべき社会保険料)

74・75-4 役員又は使用人が被保険者として負担すべき社会保険料を使用者が負担した場合には、その負担した金額は、役員又は使用人が支払った又は給与から控除される社会保険料の金額には含まれないものとする。ただし、その負担した金額でその役員又は使用人の給与等として課税されたものは、給与から控除される社会保険料の金額に含まれるものとする。

(注) 36-32により課税されない少額の世界保険料は、社会保険料控除の対象とはならないが、使用者が負担した小規模企業共済等掛金は、全て給与等として課税され、小規模企業共済等掛金控除の対象となることに留意する。

法第76条((生命保険料控除))関係

(控除の対象となる生命保険料等)

76-1 法第76条第1項に規定する「新生命保険料」(76-6において「新生命保険料」という。)、同項に規定する「旧生命保険料」(76-2において「旧生命保険料」という。)、同条第2項に規定する「介護医療保険料」、同条第3項に規定する「新個人年金保険料」(76-8において「新個人年金保険料」という。)又は

提出する時までに確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて同項の規定を適用する。この場合において、後日、当該保険金等の確定額と当該見込額とが異なることとなったときは、そ及してその医療費控除額を訂正するものとする。

法第74条((社会保険料控除))及び第75条((小規模企業共済等掛金控除))関係

(使用者が負担した使用人等の負担すべき社会保険料)

74・75-4 役員又は使用人が被保険者として負担すべき社会保険料を使用者が負担した場合には、その負担した金額は、役員又は使用人が支払った又は給与から控除される社会保険料の金額には含まれないものとする。ただし、その負担した金額でその役員又は使用人の給与等として課税されたものは、給与から控除される社会保険料の金額に含まれるものとする。

(注) 36-32により課税されない少額の世界保険料は、社会保険料控除の対象とはならないが、使用者が負担した小規模企業共済等掛金は、すべて給与等として課税され、小規模企業共済等掛金控除の対象となることに留意する。

法第76条((生命保険料控除))関係

(控除の対象となる生命保険料等)

76-1 法第76条第1項に規定する「生命保険料」(以下76-8までにおいて「生命保険料」という。)又は同条第2項に規定する「個人年金保険料」(以下76-8までにおいて「個人年金保険料」という。)に該当するかどうかは、保険料又は掛金を支払った時の現況により判定する。

同項に規定する「旧個人年金保険料」(76-8において「旧個人年金保険料」という。)に該当するかどうかは、保険料又は掛金を支払った時の現況により判定する。

(旧個人年金保険契約等の特約に係る保険料等)

76-2 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等(法第76条第1項に規定する保険金等をいう。)を支払う旨の特約(76-6において「疾病等に係る特約」という。)が付されている旧個人年金保険契約等(法第76条第9項に規定する「旧個人年金保険契約等」をいう。76-3、76-6及び76-8において同じ。)に係る保険料又は掛金のうち、当該特約に係る保険料又は掛金は、旧生命保険料に該当することに留意する。

(支払った生命保険料等の金額)

76-3 法第76条第1項第1号に規定する「支払った新生命保険料の金額」、同項第2号に規定する「支払った旧生命保険料の金額」、同条第2項各号に規定する「支払った介護医療保険料の金額」、同条第3項第1号に規定する「支払った新個人年金保険料の金額」又は同項第2号に規定する「支払った旧個人年金保険料の金額」については、次による。

- (1) 生命保険契約等(法第76条第5項に規定する「新生命保険契約等」(76-6において「新生命保険契約等」という。)、同条第6項に規定する「旧生命保険契約等」(76-6において「旧生命保険契約等」という。)、同条第7項に規定する「介護医療保険契約等」(76-6において「介護医療保険契約等」という。)、同条第8項に規定する「新個人年金保険契約等」(76-6及び76-8において「新個人年金保険契約等」という。))及び旧個人年金保険契約等をいう。76-5、76-7及び76-8において同じ。)に基づく保険料又は掛金(以下76-6ま

(個人年金保険契約等の特約に係る保険料等)

76-2 身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約(以下76-6において「身体の傷害等に係る特約」という。)が付されている個人年金保険契約等(法第76条第4項に規定する「個人年金保険契約等」をいう。以下76-8までにおいて同じ。)に係る保険料又は掛金のうち、当該特約に係る保険料又は掛金は、生命保険料に該当することに留意する。

(支払った生命保険料等の金額)

76-3 法第76条第1項各号に規定する「支払った生命保険料の金額」又は同条第2項各号に規定する「支払った個人年金保険料の金額」については、次による。

- (1) 生命保険契約等(同条第3項に規定する「生命保険契約等」をいう。以下76-5から76-8までにおいて同じ。)に基づく払込期日が到来した保険料又は掛金(以下76-6までにおいて「生命保険料等」という。)であっても、現実に支払っていないものは含まれない。

でにおいて「生命保険料等」という。)で払込期日が到来したものであっても、
現実に支払っていないものは含まれない。

(2) ～ (4) (省 略)

(保険金等の支払とともに又は保険金等の支払開始の日以後に分配を受ける剰余金等)

76-5 生命保険契約等に基づく剰余金の分配又は割戻金の割戻しで、その契約に基づく生命保険料等の払込みを要しなくなった後において保険金、年金又は共済金等の支払開始の日以後に支払を受けるものは、法第76条第1項第1号イ若しくは第2号イ、同条第2項第1号又は同条第3項第1号イ若しくは第2号イのかっこ内に規定する剰余金の分配又は割戻金の割戻しには該当しないものとする。

(支払った生命保険料等の金額の合計額の計算)

76-6 2口以上の新生命保険契約等(新個人年金保険契約等を除く。以下この項において同じ。)を締結している者に係る法第76条第1項第1号に規定する「その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額」は、例えば、甲生命保険会社と締結したAの契約については剰余金の分配を受けるだけであり、乙生命保険会社と締結したBの契約については新生命保険料を支払っているだけであるような場合、Bの契約について支払った新生命保険料の金額からAの契約について受けた剰余金の額を控除して計算することに留意する。

2口以上の旧生命保険契約等(旧個人年金保険契約等を除き、当該旧個人年金保険契約等に付されている疾病等に係る特約を含む。以下この項において同じ。)を締結している者に係る同項第2号に規定する「その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額」の計算、介護医療保険契約等を締結している者に係る同条第2項第1号に規定する「その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額」の計算、新個人年金保険契約等を締結している者に係る同条第3項第1号に規定す

(2) ～ (4) (同 左)

(保険金等の支払とともに又は保険金等の支払開始の日以後に分配を受ける剰余金等)

76-5 生命保険契約等に基づく剰余金の分配又は割戻金の割戻しで、その契約に基づく生命保険料等の払込みを要しなくなった後において保険金、年金又は共済金等の支払開始の日以後に支払を受けるものは、法第76条第1項第1号又は同条第2項第1号のかっこ内に規定する剰余金の分配又は割戻金の割戻しには該当しないものとする。

(支払った生命保険料又は個人年金保険料の金額の合計額の計算)

76-6 2口以上の生命保険契約等(個人年金保険契約等を除き、当該個人年金保険契約等に付されている身体の傷害等に係る特約を含む。以下この項において同じ。)を締結している者に係る法第76条第1項第1号に規定する「その年中に支払った生命保険料の金額の合計額」は、例えば、甲生命保険会社と締結したAの契約については剰余金の分配を受けるだけであり、乙生命保険会社と締結したBの契約については生命保険料を支払っているだけであるような場合、Bの契約について支払った生命保険料の金額からAの契約について受けた剰余金の額を控除して計算することに留意する。

2口以上の個人年金保険契約等(当該個人年金保険契約等に付されている身体の傷害等に係る特約を除く。以下この項において同じ。)を締結している者に係る同条第2項第1号に規定する「その年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額」の計算についても、同様とする。

る「その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額」の計算及び旧個人年金保険契約等(当該旧個人年金保険契約等に付されている疾病等に係る特約を除く。以下この項において同じ。)を締結している者に係る同項第2号に規定する「その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額」の計算についても、それぞれ同様とする。

(注) 新生命保険契約等について受けた剰余金又は割戻金(当該剰余金又は割戻金をもって生命保険料等の払込みに充てた場合の当該剰余金又は割戻金を含む。)は、旧生命保険契約等、介護医療保険契約等、新個人年金保険契約等又は旧個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金からは控除しないことに留意する。

旧生命保険契約等、介護医療保険契約等、新個人年金保険契約等及び旧個人年金保険契約等について受けた剰余金又は割戻金についても、それぞれ同様とする。

(保険会社等に積み立てられた剰余金等で生命保険料等の金額から控除するもの)

76-7 生命保険契約等に基づき分配又は割戻しを受けるべきことが確定した剰余金又は割戻金で、保険約款等に定めるところにより保険会社等に積み立てておき、契約者から申出のあったときに随時払い戻すこととしているものは、その積み立てた時に分配又は割戻しがあったものとして法第76条第1項第1号イ若しくは第2号イ、同条第2項第1号又は同条第3項第1号イ若しくは第2号イのかっこ内の規定を適用する。

(生命保険料の金額を超えて剰余金の分配を行うこととなっている場合の取扱い)

76-8 保険約款等に定めるところにより、その年において支払うべき保険料又は掛金の金額を超えて剰余金の分配が行われることとなっているため、令第211条第1号ニの要件に該当しない契約であっても、当該契約を締結している保険会社

(注) 生命保険契約等又は個人年金保険契約等について受けた剰余金又は割戻金(当該剰余金又は割戻金をもって生命保険料等の払込みに充てた場合の当該剰余金又は割戻金を含む。)は、それぞれ個人年金保険料又は生命保険料からは控除しないことに留意する。

(保険会社等に積み立てられた剰余金等で生命保険料等の金額から控除するもの)

76-7 生命保険契約等に基づき分配又は割戻しを受けるべきことが確定した剰余金又は割戻金で、保険約款等に定めるところにより保険会社等に積み立てておき、契約者から申出のあったときに随時払い戻すこととしているものは、その積み立てた時に分配又は割戻しがあったものとして法第76条第1項第1号又は同条第2項第1号のかっこ内の規定を適用する。

(生命保険料の金額を超えて剰余金の分配を行うこととなっている場合の取扱い)

76-8 保険約款等に定めるところにより、その年において支払うべき生命保険料の金額を超えて剰余金の額の分配が行われることとなっているため、令第211条第1号ニの要件に該当しない生命保険契約等であっても、当該生命保険契約等を

等に新個人年金保険契約等又は旧個人年金保険契約等(以下この項において「個人年金保険契約等」という。)を締結している場合で、当該保険約款等の定めるところによりその超える部分の剰余金の額を当該個人年金保険契約等に係る一時払の新個人年金保険料又は旧個人年金保険料に充てることとなっているときは、当該契約は同号ニの要件に該当するものとして取り扱って差し支えない。

この場合において、法第76条第3項第1号イに規定する「その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額」又は同項第2号イに規定する「その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額」は、それぞれ同項第1号又は第2号の規定にかかわらず76-6に準じて計算するものとする。

法第90条((変動所得及び臨時所得の平均課税))関係

(変動所得及び臨時所得がある場合の平均課税の適用)

90-10 法第90条第1項の規定は、その年分の変動所得及び臨時所得の全部について適用されるのであるから、その年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に変動所得又は臨時所得のうちのいずれか一方だけについて同条第4項に規定する事項を記載している場合であっても、他方の所得についても同条第1項の規定の適用があることに留意する。

法第95条((外国税額控除))関係

(外国所得税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)

95-1 居住者が、その年において納付する外国所得税(法第95条第1項((外国税額控除))に規定する外国所得税をいう。以下95-15までにおいて同じ。)の一部に

締結している保険会社に個人年金保険契約等を締結している場合で、当該保険約款等の定めるところによりその超える部分の剰余金の額を当該個人年金保険契約等に係る一時払の個人年金保険料に充てることとなっているときは、当該生命保険契約等は同号ニの要件に該当するものとして取り扱って差し支えない。

この場合において、法第76条第2項第1号に規定する「その年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額」は、同号の規定にかかわらず76-6に準じて計算するものとする。

法第90条((変動所得及び臨時所得の平均課税))関係

(変動所得及び臨時所得がある場合の平均課税の適用)

90-10 法第90条第1項の規定は、その年分の変動所得及び臨時所得の全部について適用されるのであるから、その年分の確定申告書に変動所得又は臨時所得のうちのいずれか一方だけについて同条第4項に規定する事項を記載している場合であっても、他方の所得についても同条第1項の規定の適用があることに留意する。

法第95条((外国税額控除))関係

(外国所得税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)

95-1 居住者が、その年において納付する外国所得税(法第95条第1項((外国税額控除))に規定する外国所得税をいう。以下95-15までにおいて同じ。)の一部に

つき同条の規定の適用を受ける場合には、法第46条((所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入))の規定により当該外国所得税の額の全部が必要経費又は支出した金額(以下この項において「必要経費等」という。)に算入されないことに留意する。

(国外所得総額の計算の明細書の添付)

95-14 居住者が法第95条((外国税額控除))の規定の適用を受ける場合には、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に国外所得総額の計算(各種所得ごとの国外所得の金額及びそれらの計算過程を含む。)に関する明細を記載した書類を添付するものとする。

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111-3 法第111条第4項に規定する申告納税見積額の計算の基礎となるその年分の所得金額の見積額、所得控除額の見積額及び所得税の額の見積額については、それぞれ次による。

(1) 所得金額の見積額

その年分の収入金額又は総収入金額及び必要経費については、その年6月30

つき同条の規定の適用を受ける場合には、法第46条((所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入))の規定により当該外国所得税の額の全部が必要経費又は支出した金額(以下この項において「必要経費等」という。)に算入されないことに留意する。

(注) 居住者が、その年において納付する外国所得税の一部につき法第95条の規定を適用し、他の外国所得税につき同条の規定を適用しないで必要経費等に算入して申告した場合において、その申告をしたことが当該必要経費等に算入した外国所得税につき同条第1項に規定する外国所得税に該当するかどうか明らかでなかったことによるものであると認められるときは、同条第7項に規定する「やむを得ない事情」があるものとして取り扱うことができる。

(国外所得総額の計算の明細書の添付)

95-14 居住者が法第95条((外国税額控除))の規定の適用を受ける場合には、確定申告書に国外所得総額の計算(各種所得ごとの国外所得の金額及びそれらの計算過程を含む。)に関する明細を記載した書類を添付するものとする。

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111-3 法第111条第4項に規定する申告納税見積額の計算の基礎となるその年分の所得金額の見積額、所得控除額の見積額及び所得税の額の見積額については、それぞれ次による。

(1) 所得金額の見積額

その年分の収入金額又は総収入金額及び必要経費については、その年6月30

日(法第111条第2項に規定する者については、その年10月31日。以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)までの実績額及び基準日後その年12月31日までの見積額の合計額によるものとし、これらの金額の計算に当たっては、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出を要件として適用される特例でその適用を受けると見込まれるものは、その特例を適用したところにより計算した金額とする。

(2) 所得控除額の見積額

イ 雑損控除額の見積額については、基準日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出の金額並びに同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる同項各号に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。この場合において、配偶者その他の親族の資産につき生じた損失の金額が雑損控除の対象になるかどうかは、居住者と生計を一にするかどうかについては災害等のあった時の現況により、所得の金額が基礎控除額以下であるかどうかについては(1)により判定したところによる。

ロ 医療費控除額の見積額については、基準日までに支払った医療費の額及び同日後その年12月31日までに支払うことが確実と認められる医療費の額の見積額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。

ハ～ホ(省略)

(3) (省略)

法第120条((確定所得申告))関係

日(法第111条第2項に規定する者については、その年10月31日。以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)までの実績額及び基準日後その年12月31日までの見積額の合計額によるものとし、これらの金額の計算に当たっては、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出を要件として適用される特例でその適用を受けると見込まれるものは、その特例を適用したところにより計算した金額とする。

(2) 所得控除額の見積額

イ 雑損控除額の見積額については、基準日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出の金額並びに同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる同項各号に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額を除く。)を基礎として計算する。この場合において、配偶者その他の親族の資産につき生じた損失の金額が雑損控除の対象になるかどうかは、居住者と生計を一にするかどうかについては災害等のあった時の現況により、所得の金額が基礎控除額以下であるかどうかについては(1)により判定したところによる。

ロ 医療費控除額の見積額については、基準日までに支払った医療費の額及び同日後その年12月31日までに支払うことが確実と認められる医療費の額の見積額の合計額(保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額を除く。)を基礎として計算する。

ハ～ホ(同左)

(3) (同左)

法第120条((確定所得申告))関係

(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の意義)

120-1 法第120条第1項本文に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とは、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出又は確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例等は、全て適用しないで計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいうものとする。

(2月15日以前に提出された確定申告書の受理)

120-2 その年分の確定申告書(法第120条第6項及び第122条第1項((還付等を受けるための申告))に規定する申告書を除く。)がその年の翌年2月15日以前に提出された場合には、当該申告書は通則法第17条第2項((期限内申告))に規定する期限内申告書に該当するものとする。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(確定所得申告を要しない者から提出された確定申告書)

121-1 申告書に記載されたところによれば法第121条各項の規定に該当することとなる者から提出された次に掲げる申告書は、法第123条第1項((確定損失申告))の規定に該当するものを除き、当該申告書の記載内容に応じ、それぞれ次に掲げる申告書に該当するものとする。

- (1) 還付金の額(法第120条第1項第4号、第6号及び第8号((確定所得申告))に掲げる金額をいう。)が記載されている申告書 法第122条((還付等を受けるための申告))の規定により提出された申告書
- (2) (1)以外の申告書 法第120条の規定により提出された申告書

(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の意義)

120-1 法第120条第1項本文に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とは、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出又は確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例等は、すべて適用しないで計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいうものとする。

(2月15日以前に提出された確定申告書の受理)

120-2 その年分の確定申告書(法第122条第1項((還付等を受けるための申告))に規定する申告書を除く。)がその年の翌年2月15日以前に提出された場合には、当該申告書は通則法第17条第2項((期限内申告))に規定する期限内申告書に該当するものとする。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(確定所得申告を要しない給与所得者から提出された確定申告書)

121-1 申告書に記載されたところによれば法第121条の規定に該当することとなる給与所得者から提出された次に掲げる申告書は、法第123条第1項((確定損失申告))の規定に該当するものを除き、当該申告書の記載内容に応じ、それぞれ次に掲げる申告書に該当するものとする。

- (1) 還付金の額(法第120条第1項第4号、第6号及び第8号((確定所得申告))に掲げる金額をいう。)が記載されている申告書 法第122条((還付等を受けるための申告))の規定により提出された申告書
- (2) (1)以外の申告書 法第120条の規定により提出された申告書

(確定所得申告を要しない者から提出された確定申告書の撤回)

121-2 申告書に記載されたところによれば法第121条各項の規定に該当することとなる者から提出された申告書で第3期分の税額が記載されているものにつき、これらの者から当該申告書を撤回したい旨の書面による申出があったときは、その申出の日に当該申告書の撤回があったものとし、当該申告書に係る既納の第3期分の税額を還付する。

(注) 1 申告書を撤回した者は、改めて確定申告書を提出するまでの間は、無申告者となることに留意する。

2 当該第3期分の税額に係る過誤納金については、その撤回の日に更正の請求に基づく更正があったものとして通則法第58条第1項((還付加算金))の規定を適用するものとする。

(給与所得及び退職所得又は公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算)

121-6 法第121条第1項第1号に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」又は同条第3項に規定する「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」とは、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出又は確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例等を適用しないで計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から、給与所得の金額及び退職所得の金額の合計額又は公的年金等に係る雑所得の金額及び退職所得の金額の合計額を控除した金額をいうものとする。

法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係

(確定所得申告を要しない給与所得者から提出された確定申告書の撤回)

121-2 申告書に記載されたところによれば法第121条の規定に該当することとなる給与所得者から提出された申告書で第3期分の税額が記載されているものにつき、その者から当該申告書を撤回したい旨の書面による申出があったときは、その申出の日に当該申告書の撤回があったものとし、当該申告書に係る既納の第3期分の税額を還付する。

(注) 1 申告書を撤回した者は、改めて確定申告書を提出するまでの間は、無申告者となることに留意する。

2 当該第3期分の税額に係る過誤納金については、その撤回の日に更正の請求に基づく更正があったものとして通則法第58条第1項((還付加算金))の規定を適用するものとする。

(給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算)

121-6 法第121条第1項各号に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」とは、法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出又は確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例等を適用しないで計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額から、給与所得の金額及び退職所得の金額の合計額を控除した金額をいうものとする。

法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係

(年の途中で死亡した場合における所得控除)

124・125-4 法第125条の規定により確定申告書を提出する場合において、次に掲げる所得控除額については、それぞれ次によるものとする。

- (1) 雑損控除額 死亡の日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。
- (2) 医療費控除額 死亡の日までに支払った医療費の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。
- (3) 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額 死亡の日までに支払ったこれらの保険料又は掛金のそれぞれの合計額(同日までに支払を受ける剰余金等の額に相当する金額を除く。)を基礎として計算する。
- (4) 寄附金控除額 死亡の日までに支出した特定寄附金の額の合計額を基礎として計算する。

(注) 年の中途において死亡した者の配偶者その他の親族等がその者の控除対象配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定については、85-1 参照。

法第148条((青色申告者の帳簿書類))関係

(2以上の業務を営む場合の損益計算書及び貸借対照表の作成)

148-1 不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務のうち2以上の業務を営む場合又は事業所得を生ずべき業務のうち農業と農業以外の業務を営む場合には、損益計算書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成し、

(年の途中で死亡した場合における所得控除)

124・125-4 法第125条の規定により確定申告書を提出する場合において、次に掲げる所得控除額については、それぞれ次によるものとする。

- (1) 雑損控除額 死亡の日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額を除く。)を基礎として計算する。
- (2) 医療費控除額 死亡の日までに支払った医療費の合計額(保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額を除く。)を基礎として計算する。
- (3) 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額 死亡の日までに支払ったこれらの保険料又は掛金のそれぞれの合計額(同日までに支払を受ける剰余金等の額に相当する金額を除く。)を基礎として計算する。
- (4) 寄附金控除額 死亡の日までに支出した特定寄附金の額の合計額を基礎として計算する。

(注) 年の中途において死亡した者の配偶者その他の親族等がその者の控除対象配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定については、85-1 参照。

法第148条((青色申告者の帳簿書類))関係

(2以上の業務を営む場合の損益計算書及び貸借対照表の作成)

148-1 不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務のうち2以上の業務を営む場合又は事業所得を生ずべき業務のうち農業と農業以外の業務を営む場合には、損益計算書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成し、

貸借対照表は全ての業務に係るものを合併して作成するものとする。

法第161条((国内源泉所得))関係

〔資産の運用、保有又は譲渡により生ずる所得(第1号関係)〕

(資産の運用、保有又は譲渡により生ずる所得の範囲)

161-5 法第161条第1号に掲げる「国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得」とは、国内にある資産の運用、保有又は譲渡により生ずる所得のうち、同条第1号の2から第12号までに掲げるもの以外の全ての所得をいい、令第280条第1項各号及び第2項各号((国内にある資産の所得))に掲げる資産に係る所得には限られないのであるから、例えば、国内にある供託金につき受ける利息及び国内において生活の用に供される動産の貸付けによる対価のようなものも法第161条第1号に掲げる所得に該当することに留意する。

〔国内において行う組合契約事業から生ずる利益(第1号の2関係)〕

(国内において行う組合契約事業から生ずる利益の範囲)

161-6の3 法第161条第1号の2に規定する「事業から生ずる利益」には、国内において行う組合契約事業(同号に規定する組合契約に基づいて行う事業をいう。)に関連して生じた一切の利益をいうのであるから、同条第1号及び第1号の3から第12号までに掲げる国内源泉所得から生じた全ての利益が含まれることに留意する。

〔人的役務の提供事業の対価(第2号関係)〕

貸借対照表はすべての業務に係るものを合併して作成するものとする。

法第161条((国内源泉所得))関係

〔資産の運用、保有又は譲渡により生ずる所得(第1号関係)〕

(資産の運用、保有又は譲渡により生ずる所得の範囲)

161-5 法第161条第1号に掲げる「国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得」とは、国内にある資産の運用、保有又は譲渡により生ずる所得のうち、同条第1号の2から第12号までに掲げるもの以外のすべての所得をいい、令第280条第1項各号及び第2項各号((国内にある資産の所得))に掲げる資産に係る所得には限られないのであるから、例えば、国内にある供託金につき受ける利息及び国内において生活の用に供される動産の貸付けによる対価のようなものも法第161条第1号に掲げる所得に該当することに留意する。

〔国内において行う組合契約事業から生ずる利益(第1号の2関係)〕

(国内において行う組合契約事業から生ずる利益の範囲)

161-6の3 法第161条第1号の2に規定する「事業から生ずる利益」には、国内において行う組合契約事業(同号に規定する組合契約に基づいて行う事業をいう。)に関連して生じた一切の利益をいうのであるから、同条第1号及び第1号の3から第12号までに掲げる国内源泉所得から生じたすべての利益が含まれることに留意する。

〔人的役務の提供事業の対価(第2号関係)〕

(人的役務の提供に係る対価に含まれるもの)

161-10の4 令第282条各号に掲げる事業を行う者が受ける法第161条第2号に規定する人的役務の提供に係る対価には、国内において当該事業を行う者が当該人的役務の提供に関して支払を受ける全ての対価が含まれることに留意する。したがって、例えば、職業運動家の役務の提供を受けるため、その職業運動家の所属していた法人その他の者に支払われる対価は、移籍料、仲介料、レンタル料、保有権の譲渡対価又は賃貸料等その名称のいかんにかかわらず法第161条第2号に規定する人的役務の提供に係る対価に該当することとなる。

〔工業所有権等の使用料又は譲渡の対価(第7号関係)〕

(図面、人的役務等の提供の対価として支払を受けるものが使用料に該当するかどうかの判定)

161-24 技術等を提供し又は伝授するために図面、型紙、見本等の物又は人的役務を提供し、かつ、当該技術等の提供又は伝授の対価の全てを当該提供した物又は人的役務の対価として支払を受ける場合には、当該対価として支払を受けるもののうち、次のいずれかに該当するものは法第161条第7号イに掲げる使用料に該当するものとし、その他のものは当該物又は人的役務の提供の対価に該当するものとする。

- (1) 当該対価として支払を受ける金額が、当該提供し又は伝授した技術等を使用した回数、期間、生産高又はその使用による利益の額に応じて算定されるもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、当該対価として支払を受ける金額が、当該図面その他の物の作成又は当該人的役務の提供のために要した経費の額に通常の利潤の額(個人が自己の作成した図面その他の物を提供し、又は自己の人的役務を提供した場合には、その者がその物の作成又は人的役務の提供につき通常受

(人的役務の提供に係る対価に含まれるもの)

161-10の4 令第282条各号に掲げる事業を行う者が受ける法第161条第2号に規定する人的役務の提供に係る対価には、国内において当該事業を行う者が当該人的役務の提供に関して支払を受けるすべての対価が含まれることに留意する。したがって、例えば、職業運動家の役務の提供を受けるため、その職業運動家の所属していた法人その他の者に支払われる対価は、移籍料、仲介料、レンタル料、保有権の譲渡対価又は賃貸料等その名称のいかんにかかわらず法第161条第2号に規定する人的役務の提供に係る対価に該当することとなる。

〔工業所有権等の使用料又は譲渡の対価(第7号関係)〕

(図面、人的役務等の提供の対価として支払を受けるものが使用料に該当するかどうかの判定)

161-24 技術等を提供し又は伝授するために図面、型紙、見本等の物又は人的役務を提供し、かつ、当該技術等の提供又は伝授の対価のすべてを当該提供した物又は人的役務の対価として支払を受ける場合には、当該対価として支払を受けるもののうち、次のいずれかに該当するものは法第161条第7号イに掲げる使用料に該当するものとし、その他のものは当該物又は人的役務の提供の対価に該当するものとする。

- (1) 当該対価として支払を受ける金額が、当該提供し又は伝授した技術等を使用した回数、期間、生産高又はその使用による利益の額に応じて算定されるもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、当該対価として支払を受ける金額が、当該図面その他の物の作成又は当該人的役務の提供のために要した経費の額に通常の利潤の額(個人が自己の作成した図面その他の物を提供し、又は自己の人的役務を提供した場合には、その者がその物の作成又は人的役務の提供につき通常受

けるべき報酬の額を含む。)を加算した金額に相当する金額を超えるもの
(注) 上記により物又は人的役務の提供の対価に該当するとされるものは、通常その図面等が作成された地又は人的役務の提供が行われた地に源泉がある所得となる。

なお、これらの所得のうち、国内源泉所得とされるものは、同条第1号、第2号又は第8号に掲げる所得に該当する。

法第164条((非居住者に対する課税の方法))関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

[表5]

非居住者に対する課税関係の概要

(表 省略)

(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

なお、平成20年改正前の旧措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の軽減税率が適用される。また、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、平成20年改正法附則第43条の規定により、7%の軽減税率が適用される。

けるべき報酬の額を含む。)を加算した金額に相当する金額を超えるもの
(注) 上記により物又は人的役務の提供の対価に該当するとされるものは、通常その図面等が作成された地又は人的役務の提供が行われた地に源泉がある所得となる。

なお、これらの所得のうち、国内源泉所得とされるものは、同条第1号、第2号又は第8号に掲げる所得に該当する。

法第164条((非居住者に対する課税の方法))関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

[表5]

非居住者に対する課税関係の概要

(表 省略)

(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

なお、平成20年改正前の旧措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の軽減税率が適用される。また、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、平成20年改正法附則第43条の規定により、7%の軽減税率が適用される。

- 2 措置法第41条の9の規定により懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。
- 3 措置法第41条の12の規定により割引債(特定短期公社債等一定のものを除く。)の償還差益については、18%(一部のものは16%)の税率で源泉分離課税が適用される。
- 4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び令第291条第1項第1号から第6号までに掲げるもののみ課税される。
- 5 措置法第37条の12の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。
- 6 措置法第42条の規定により特定の免税芸能法人等が得る対価については、15%の税率が適用される。
- 7 措置法第3条及び第41条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る利子等(四号所得)及び定期積立の給付補てん金等(十一号所得)については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。
- 8 措置法第8条の2の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(五号所得)のうち私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。
- 9 平成20年改正前の旧措置法第9条の3の規定により上場株式等に係る配当等(当該配当等の支払に係る基準日において当該配当を支払う内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上(平成23年10月1日前に支払を受けるべき配当等については5%以上)に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人がその内国法人から支払を受けるものを除く。)、公募証券投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成15年4月1

- 2 措置法第41条の9の規定により懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。
- 3 措置法第41条の12の規定により割引債(特定短期公社債等一定のものを除く。)の償還差益については、18%(一部のものは16%)の税率で源泉分離課税が適用される。
- 4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び令第291条第1項第1号から第6号までに掲げるもののみ課税される。
- 5 措置法第37条の12の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。
- 6 措置法第42条の規定により特定の免税芸能法人等が得る対価については、15%の税率が適用される。
- 7 措置法第3条及び第41条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る利子等(四号所得)及び定期積立の給付補てん金等(十一号所得)については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。
- 8 措置法第8条の2の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(五号所得)のうち私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。
- 9 平成20年改正前の旧措置法第9条の3の規定により上場株式等に係る配当等(当該配当等の支払に係る基準日において当該配当を支払う内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人がその内国法人から支払を受けるものを除く。)、公募証券投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10%、平成16年1月1日から平成20年

日から同年12月31日までの間は10%、平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間は7%の軽減税率が適用され、平成21年1月1日以後は措置法第9条の3の規定により15%の税率が適用される。

なお、上記の配当等のうち、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に受けるものについては、平成20年改正法附則第33条の規定により7%の軽減税率が適用される。

- 10 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税又は申告分離課税(平成21年分以後)を受ける必要のないいわゆる配当所得の確定申告不要制度の適用が認められる。
- 11 措置法第9条の6の規定により外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける剰余金の配当とみなされる。
- 12 法第5条、第6条の2、第6条の3及び第7条の規定により、法人課税信託の受託者は、その信託財産に帰せられる所得についてその信託された営業所(国内又は国外の別)に応じ、内国法人又は外国法人として所得税が課される。
- 13 措置法第41条の21の規定により、投資組合契約を締結している外国組合員で当該投資組合契約に基づいて行う事業につき国内に恒久的施設を有する者のうち一定の要件を満たすものについては、特例適用申告書を提出することにより国内に恒久的施設を有しないものとみなされる。

法第174条((内国法人に係る所得税の課税標準))関係

(給付補填金の意義)

12月31日までの間は7%の軽減税率が適用され、平成21年1月1日以後は措置法第9条の3の規定により15%の税率が適用される。

なお、上記の配当等のうち、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に受けるものについては、平成20年改正法附則第33条の規定により7%の軽減税率が適用される。

- 10 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税又は申告分離課税(平成21年分以後)を受ける必要のないいわゆる配当所得の確定申告不要制度の適用が認められる。
- 11 措置法第9条の6の規定により外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける剰余金の配当とみなされる。
- 12 法第5条、第6条の2、第6条の3及び第7条の規定により、法人課税信託の受託者は、その信託財産に帰せられる所得についてその信託された営業所(国内又は国外の別)に応じ、内国法人又は外国法人として所得税が課される。
- 13 措置法第41条の21の規定により、投資組合契約を締結している外国組合員で当該投資組合契約に基づいて行う事業につき国内に恒久的施設を有する者のうち一定の要件を満たすものについては、特例適用申告書を提出することにより国内に恒久的施設を有しないものとみなされる。

法第174条((内国法人に係る所得税の課税標準))関係

(給付補てん金の意義)

174-1 法第174条第3号又は第4号に規定する「その給付を受ける金銭の額」については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額によるものとする。

- (1) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に定められた所定の払込日後に掛金の払込みが行われたことにより、遅延利息又は延滞利息が発生する場合 契約に定められた給付金の額から当該遅延利息又は延滞利息の金額を控除した金額
- (2) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に定められた所定の払込日前に掛金の払込みが行われたことにより、先払割引金又は先掛割引料が発生する場合 契約に定められた給付金の額に当該先払割引金又は先掛割引料を加算した金額

(個人年金保険契約の取扱い)

174-4 法第174条第8号に規定する「保険業法第2条第2項(定義)に規定する保険会社、同条第7項に規定する外国保険会社等若しくは同条第18項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約若しくは旧簡易生命保険契約(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条(法律の廃止)の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条(政府保証)に規定する簡易生命保険契約をいう。)又はこれらに類する共済に係る契約」には、法第76条第5項から第7項まで((生命保険料控除))及び法第77条第2項((地震保険料控除))に規定する契約で年金を給付する定めのあるもの(当該契約において、給付される年金の総額が定められているいわゆる確定年金契約に限る。)のうち、当該契約に定められた年金支払開始日前に解約されたものを含むものとする。

(注) 当該契約が年金支払開始日前に解約された場合における174-6に規定する保障倍率の計算に当たっては、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金の金額は、年金原資の金額(年金支払開始日の前日において、当該契約の締結時に定められた年金額(契約内容の変更があった場合には、変更後の年金額)を

174-1 法第174条第3号又は第4号に規定する「その給付を受ける金銭の額」については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額によるものとする。

- (1) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に定められた所定の払込日後に掛金の払込みが行われたことにより、遅延利息又は延滞利息が発生する場合 契約に定められた給付金の額から当該遅延利息又は延滞利息の金額を控除した金額
- (2) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に定められた所定の払込日前に掛金の払込みが行われたことにより、先払割引金又は先掛割引料が発生する場合 契約に定められた給付金の額に当該先払割引金又は先掛割引料を加算した金額

(個人年金保険契約の取扱い)

174-4 法第174条第8号に規定する「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約」には、法第76条第3項第1号から第4号まで((生命保険料控除))及び法第77条第2項((地震保険料控除))に規定する契約で年金を給付する定めのあるもの(当該契約において、給付される年金の総額が定められているいわゆる確定年金契約に限る。)のうち、当該契約に定められた年金支払開始日前に解約されたものを含むものとする。

(注) 当該契約が年金支払開始日前に解約された場合における174-6に規定する保障倍率の計算に当たっては、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金の金額は、年金原資の金額(年金支払開始日の前日において、当該契約の締結時に定められた年金額(契約内容の変更があった場合には、変更後の年金額)を

支払うため原資として積み立てられている金額をいう。)によるものとする。

法第196条((給与所得者の保険料控除申告書))関係

(保険料等の金額等を証する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合の支払者の措置)

196-1 給与等の支払者が法第196条第2項に規定する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合には、翌年1月31日までに当該書類を提出し又は提示することを条件として、当該申告書に記載された社会保険料のうち法第74条第2項第5号に掲げるもの、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料又は地震保険料についてその控除を行って差し支えない。この場合において、翌年1月31日までに当該書類の提出又は提示がなかったときは、これらの掛金又は保険料を控除しないところにより年末調整の再計算を行い、その不足税額は、2月1日以後に給与等の支払をする際順次徴収するものとする。

(保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの)

196-2 次に掲げる生命保険料等については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料又は地震保険料の金額及び規則第76条各項((保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項))に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第196条第2項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。

(1) 法第76条第1項に規定する「新生命保険料」若しくは「旧生命保険料」、同

支払うため原資として積み立てられている金額をいう。)によるものとする。

法第196条((給与所得者の保険料控除申告書))関係

(保険料等の金額等を証する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合の支払者の措置)

196-1 給与等の支払者が法第196条第2項に規定する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合には、翌年1月31日までに当該書類を提出し又は提示することを条件として、当該申告書に記載された社会保険料のうち法第74条第2項第5号に掲げるもの、小規模企業共済等掛金、生命保険料又は地震保険料についてその控除を行って差し支えない。この場合において、翌年1月31日までに当該書類の提出又は提示がなかったときは、これらの掛金又は保険料を控除しないところにより年末調整の再計算を行い、その不足税額は、2月1日以後に給与等の支払をする際順次徴収するものとする。

(保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの)

196-2 次に掲げる生命保険料等については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った生命保険料若しくは個人年金保険料又は地震保険料の金額及び規則第76条各号((保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項))に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第196条第2項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。

(1) 法第76条第1項((生命保険料控除))に規定する生命保険料若しくは同条第

条第2項に規定する「介護医療保険料」若しくは同条第3項に規定する「新個人年金保険料」若しくは「旧個人年金保険料」(以下196-4までにおいて「生命保険料等」という。)で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの又は同条第5項第4号に掲げる確定給付企業年金規約若しくは適格退職年金契約に係るもの

- (2) 法第77条第1項((地震保険料控除))に規定する地震保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの

(生命保険料等の金額等を証する書類の範囲)

196-3 生命保険料等に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った生命保険料等の金額及び規則第76条第1項から第5項までに規定する事項を証するため特に発行した書類又はこれらの事項が記載されている保険料領収証書のほか、契約時に払い込んだ第一回の生命保険料等(月払契約に係るものを除く。)に係る保険料仮領収証書も含まれるものとする。

なお、この場合における書類又は領収証書には、主契約又は特約ごとの適用を受ける生命保険料控除の区分及びその支払保険料の金額が記載されている必要があることに留意する。

(月払契約の生命保険料等に係る証する書類)

196-4 月払契約の生命保険料等に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」は、次に掲げる書類で足りるものとする。

- (1) その年9月30日以前に締結された契約に係る生命保険料等については、その年中に支払った生命保険料等の金額の記載に代え、次に掲げる事項を記載した書類

イ その契約に基づき支払うべき1か月分の生命保険料等の金額。ただし、

2項に規定する個人年金保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの若しくは同条第3項第5号に掲げる確定給付企業年金規約若しくは適格退職年金契約に係るもの

- (2) 法第77条第1項((地震保険料控除))に規定する地震保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの

(生命保険料の金額等を証する書類の範囲)

196-3 生命保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った生命保険料の金額及び規則第76条第1号に掲げる事項を証するため特に発行した書類又はこれらの事項が記載されている保険料領収証書のほか、契約時に払い込んだ第一回の生命保険料(月払契約に係るものを除く。)に係る保険料仮領収証書も含まれるものとする。

(月払契約の生命保険料に係る証する書類)

196-4 月払契約の生命保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」は、次に掲げる書類で足りるものとする。

- (1) その年9月30日以前に締結された契約に係る生命保険料については、その年中に支払った生命保険料の金額の記載に代え、次に掲げる事項を記載した書類

イ その契約に基づき支払うべき1か月分の生命保険料の金額。ただし、そ

その年中において1か月分の生命保険料等の金額に異動があった場合(保険期間が1年ごとに更改される契約(以下この項において「短期保険」という。))について更改があった場合を含む。))には、その異動前及び異動後の1か月分の生命保険料等の金額並びにその異動があった月

- ロ その年中において分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金の額
- ハ その年中に締結された契約(短期保険の場合にあっては、旧契約の期間の満了により更改された契約を除く。))については、その契約締結の月
- ニ その年中に失効、解約又は契約期間の満了(短期保険の場合にあっては、旧契約の期間の満了後契約が更改される場合を除く。))により払込みがなくなったものについては、最終の支払月

(2) その年10月1日以後に締結された新規契約に係る生命保険料等については、第1回の保険料仮領収証書

(注) 上記書類については、主契約又は特約ごとの適用を受ける生命保険料控除の区分及びその支払保険料の金額が記載されている必要があることに留意する。

(旧個人年金保険契約等の特約に係る生命保険料の金額を証する書類)

196-5 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている法第76条第3項に規定する「旧個人年金保険契約等」のうち、当該特約に係る保険料又は掛金については、令第319条第4号((保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示))の規定の適用があることに留意する。

(地震保険料の金額等を証する書類の範囲)

196-6 地震保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った地震保険料の金額及び規則第76条第6項に規定す

の年中において1か月分の生命保険料の金額に異動があった場合(保険期間が1年ごとに更改される契約(以下この項において「短期保険」という。))について更改があった場合を含む。))には、その異動前及び異動後の1か月分の生命保険料の金額並びにその異動があった月

- ロ その年中において分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金の額
- ハ その年中に締結された契約(短期保険の場合にあっては、旧契約の期間の満了により更改された契約を除く。))については、その契約締結の月
- ニ その年中に失効、解約又は契約期間の満了(短期保険の場合にあっては、旧契約の期間の満了後契約が更改される場合を除く。))により払込みがなくなったものについては、最終の支払月

(2) その年10月1日以後に締結された新規契約に係る生命保険料については、第1回の保険料仮領収証書

(個人年金保険契約等の特約に係る生命保険料の金額を証する書類)

196-5 身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている個人年金保険契約等のうち、当該特約に係る保険料又は掛金については、令第319条第2号((保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示))の規定の適用があることに留意する。

(地震保険料の金額等を証する書類の範囲)

196-6 地震保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った地震保険料の金額及び規則第76条第3号に掲げる

る事項を証するために特に発行した書類のほか、これらの事項が記載されている保険料領収証書も含まれることに留意する。

(地震保険料の金額等を証する書類の記載事項)

196-8 地震保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、その年中に支払った地震保険料の金額及び規則第76条第6項に規定する事項のほか、その契約に基づく保険等の目的とされた資産が法第77条第1項本文に規定する家屋又は資産(居住の用と事業等の用とに併用しているものを含む。以下この項において「居住用資産」という。)とそれ以外の資産とを含むものである場合において、居住用資産に係る地震保険料とそれ以外の資産に係る地震保険料とを区分することが困難であるときは、その契約に基づく保険金額又は共済金額の総額及び居住用資産に係る保険金額又は共済金額を記載するものとする。

法第204条((源泉徴収義務)関係)

[職業野球の選手等の業務に関する報酬又は料金(第4号関係)]

(職業野球の選手の業務に関する報酬又は料金)

204-20 法第204条第1項第4号に掲げる「職業野球の選手の業務に関する報酬又は料金」には、職業野球の選手、監督、コーチャー、トレーナー又はマネージャーに対し、選手契約に定めるところにより支払われる全ての手当、賞金品が含まれる。

[映画、演劇等の出演等の報酬又は料金(第5号関係)]

事項を証するために特に発行した書類のほか、これらの事項が記載されている保険料領収証書も含まれることに留意する。

(地震保険料の金額等を証する書類の記載事項)

196-8 地震保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、その年中に支払った地震保険料の金額及び規則第76条第3号に掲げる事項のほか、その契約に基づく保険等の目的とされた資産が法第77条第1項本文に規定する家屋又は資産(居住の用と事業等の用とに併用しているものを含む。以下この項において「居住用資産」という。)とそれ以外の資産とを含むものである場合において、居住用資産に係る地震保険料とそれ以外の資産に係る地震保険料とを区分することが困難であるときは、その契約に基づく保険金額又は共済金額の総額及び居住用資産に係る保険金額又は共済金額を記載するものとする。

法第204条((源泉徴収義務)関係)

[職業野球の選手等の業務に関する報酬又は料金(第4号関係)]

(職業野球の選手の業務に関する報酬又は料金)

204-20 法第204条第1項第4号に掲げる「職業野球の選手の業務に関する報酬又は料金」には、職業野球の選手、監督、コーチャー、トレーナー又はマネージャーに対し、選手契約に定めるところにより支払われるすべての手当、賞金品が含まれる。

[映画、演劇等の出演等の報酬又は料金(第5号関係)]

(芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の意義)

204-28 法第204条第1項第5号に掲げる「芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金」とは、不特定多数の者から受けるものを除き、芸能人の役務の提供に関して受ける対価たる性質を有する一切のものをいうのであるから、その報酬又は料金には、演劇を製作して提供する対価及び芸能人を他の劇団、楽団等に供給し、又は芸能人の出演をあっせんすることにより受ける対価はもちろん、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) テレビジョン若しくはラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー等はその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給し、若しくはあっせんすることにより受ける対価
- (2) 芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作権隣接権の対価として受けるもの(当該実演に係る録音物の増製又は著作権法第94条第1項各号《放送のための固定物等による放送》に掲げる放送につき支払を受けるもので、当該実演に係る役務の提供に対する対価と併せて支払を受けるもの以外のものを除く。以下204-28の2において「録音、録画等の対価」という。)
- (3) 大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補填に充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演料等として受けるもの(これらの物だけを貸与し、又はこれらの動物だけを出演させることにより受ける対価を除く。)

(報酬又は料金が著作権の対価が含まれている場合)

204-28の2 芸能人の役務の提供を内容とする事業を営む個人(以下204-28の5までにおいて「個人事業主」という。)に所属する芸能人が自ら作曲するとともにその曲目の演奏を指揮したこと、又は自ら脚本を作成するとともにその演出を行ったことなどにより当該個人事業主が受けるその報酬又は料金については、その報酬又は料金が契約上作曲料、脚本料等のような著作権の対価に相当する部分

(芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の意義)

204-28 法第204条第1項第5号に掲げる「芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金」とは、不特定多数の者から受けるものを除き、芸能人の役務の提供に関して受ける対価たる性質を有する一切のものをいうのであるから、その報酬又は料金には、演劇を製作して提供する対価及び芸能人を他の劇団、楽団等に供給し、又は芸能人の出演をあっせんすることにより受ける対価はもちろん、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) テレビジョン若しくはラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー等はその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給し、若しくはあっせんすることにより受ける対価
- (2) 芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作権隣接権の対価として受けるもの(当該実演に係る録音物の増製又は著作権法第94条第1項各号《放送のための固定物等による放送》に掲げる放送につき支払を受けるもので、当該実演に係る役務の提供に対する対価と併せて支払を受けるもの以外のものを除く。以下204-28の2において「録音、録画等の対価」という。)
- (3) 大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補てんに充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演料等として受けるもの(これらの物だけを貸与し、又はこれらの動物だけを出演させることにより受ける対価を除く。)

(報酬又は料金が著作権の対価が含まれている場合)

204-28の2 芸能人の役務の提供を内容とする事業を営む個人(以下204-28の5までにおいて「個人事業主」という。)に所属する芸能人が自ら作曲するとともにその曲目の演奏を指揮したこと、又は自ら脚本を作成するとともにその演出を行ったことなどにより当該個人事業主が受けるその報酬又は料金については、その報酬又は料金が契約上作曲料、脚本料等のような著作権の対価に相当する部分

する。

既に証明書の交付を受けていた者の事業を相続により承継したような者から当該申請書が提出された場合においても、その者の現に有する施設の状況等から判断して、その者が令第323条各号のいずれか一の要件を備えるものと認められ、かつ、次に掲げる条件の全てを満たすことが确实であると認められるときは、同様とする。

- (1) 過去おおむね1年間を通じ、その備え付ける帳簿にその報酬又は料金の発生順に従い、役務の提供に関する契約ごとにその提供年月日、役務の内容、報酬又は料金の金額及びその支払を受けた年月日等を漏れなく記録していること。この場合において、過去2年分以上にわたり青色申告書を提出している者については、これらの記録をしているものとして差し支えない。
- (2) 過去おおむね1年間における所得税の申告、納付及び源泉所得税の徴収、納付が正確に行われており、かつ、今後においてもその状態が継続できると認められること。

(自己に専属する芸能人の意義)

206-4 令第323条第4号に規定する「自己に専属する芸能人」とは、芸能人としての役務の提供の全てが自己のためにのみ行われることが雇用契約又はいわゆる専属契約において明らかに定められ、かつ、その約定が実行されている芸能人をいうのであるが、次に掲げる芸能人は、自己に専属する芸能人に含まれるものとする。

- (1) 他の者のために役務の提供を行う場合には許可を要する旨が約されている芸能人で、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ないもの
- (2) 芸能人としての役務の提供のうち主要なものは自己のために提供することが約され、他の者のために芸能人個人的意思により提供できる役務の範囲が極めて限定され、かつ、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ない

のとする。

既に証明書の交付を受けていた者の事業を相続により承継したような者から当該申請書が提出された場合においても、その者の現に有する施設の状況等から判断して、その者が令第323条各号のいずれか一の要件を備えるものと認められ、かつ、次に掲げる条件のすべてを満たすことが确实であると認められるときは、同様とする。

- (1) 過去おおむね1年間を通じ、その備え付ける帳簿にその報酬又は料金の発生順に従い、役務の提供に関する契約ごとにその提供年月日、役務の内容、報酬又は料金の金額及びその支払を受けた年月日等を漏れなく記録していること。この場合において、過去2年分以上にわたり青色申告書を提出している者については、これらの記録をしているものとして差し支えない。
- (2) 過去おおむね1年間における所得税の申告、納付及び源泉所得税の徴収、納付が正確に行われており、かつ、今後においてもその状態が継続できると認められること。

(自己に専属する芸能人の意義)

206-4 令第323条第4号に規定する「自己に専属する芸能人」とは、芸能人としての役務の提供のすべてが自己のためにのみ行われることが雇用契約又はいわゆる専属契約において明らかに定められ、かつ、その約定が実行されている芸能人をいうのであるが、次に掲げる芸能人は、自己に専属する芸能人に含まれるものとする。

- (1) 他の者のために役務の提供を行う場合には許可を要する旨が約されている芸能人で、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ないもの
- (2) 芸能人としての役務の提供のうち主要なものは自己のために提供することが約され、他の者のために芸能人個人的意思により提供できる役務の範囲が極めて限定され、かつ、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ない

芸能人

- (3) 令第323条第1号から第3号までに規定する行為を行う者(以下この項において「出資者」という。)が株式又は出資の全部を所有する法人で演劇の製作を行うもの(以下この項において「支配法人」という。)に所属する芸能人で、当該芸能人としての役務の提供のうち主要なものが出資者又は支配法人のために提供することが約され、他の者のために芸能人としての役務を提供することについて(1)又は(2)と同様の事情にあるもの

法第212条((源泉徴収義務)関係)

(組合契約事業から生ずる利益に係る源泉徴収義務者)

212-4 法第212条第5項に規定する「配分をする者」とは、法第161条第1号の2に規定する国内源泉所得につき同項に規定する組合契約に基づき共同事業により配分する者をいうのであるから、その全ての組合員(法第212条第5項に規定する組合員をいう。以下212-5までにおいて同じ。)は、法第161条第1号の2に規定する利益につき源泉徴収をする義務があることに留意する。

(注) 源泉徴収義務者となる組合員は、国税通則法第9条に定める「連帯納付義務」を負うことに留意する。

附 則

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の70-5、70-6、70-11及び72-5の取扱いは、平成23年1月1日以後に支出した費用について適用し、同日前に支出したものについては、なお従前の例による。

(経過的处理(2))

芸能人

- (3) 令第323条第1号から第3号までに規定する行為を行う者(以下この項において「出資者」という。)が株式又は出資の全部を所有する法人で演劇の製作を行うもの(以下この項において「支配法人」という。)に所属する芸能人で、当該芸能人としての役務の提供のうち主要なものが出資者又は支配法人のために提供することが約され、他の者のために芸能人としての役務を提供することについて(1)又は(2)と同様の事情にあるもの

法第212条((源泉徴収義務)関係)

(組合契約事業から生ずる利益に係る源泉徴収義務者)

212-4 法第212条第5項に規定する「配分をする者」とは、法第161条第1号の2に規定する国内源泉所得につき同項に規定する組合契約に基づき共同事業により配分する者をいうのであるから、そのすべての組合員(法第212条第5項に規定する組合員をいう。以下212-5までにおいて同じ。)は、法第161条第1号の2に規定する利益につき源泉徴収をする義務があることに留意する。

(注) 源泉徴収義務者となる組合員は、国税通則法第9条に定める「連帯納付義務」を負うことに留意する。

この法令解釈通達による改正後の70-13、70-14、71-1、71-2、90-10、95-1及び95-14の取扱いは、平成23年分以後の所得税から適用し、平成22年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(経過的取扱い(3))

この法令解釈通達による改正後の9-6の2、36-31の6から36-31の8まで、76-1から76-3まで、76-5から76-8まで、174-4、196-1から196-6まで及び196-8の取扱いは、平成24年分以後の所得税から適用し、平成23年分以前の所得税については、なお従前の例による。